

細 則

一般社団法人

 関西ゴルフ連盟

一般社団法人関西ゴルフ連盟 細則

第1章 入 会

第 1 条 一般社団法人関西ゴルフ連盟に正会員として加盟しようとする倶楽部は申込書に次の事項を記載して、理事倶楽部を含め2正会員の推薦を得て当法人事務局に提出しなければならない。

- (1) 名称。
- (2) 倶楽部設立の年月日。
- (3) 倶楽部開場の年月日。
- (4) 事務所及びコースの所在地。
- (5) 組織。
- (6) 会員数並びに会員名簿。
- (7) 役員、職員及び所属プロフェッショナルの氏名。

2 前項の申込書には、次の書面を添えなければならない。

- (1) 推薦状。
- (2) 倶楽部及び経営母体の組織図。
- (3) 倶楽部役員・委員・職制表。
- (4) 会社概要。(経営母体)
- (5) 倶楽部概要。
- (6) 倶楽部の定款及び細則。
- (7) 現在までの経過と財務の状況。(来場者数、貸借対照表、損益計算書)
- (8) コースの略図とスコアカード。
- (9) 反社会的勢力と関係がないことの誓約書。

3 当法人の理事会は必要と認めるときは、説明書の提出を要求することができる。

4 当法人に賛助会員として加盟しようとする団体の申込手続については、前項までの規定に準ずる。

5 当法人の正会員及び賛助会員は、第2項(9)の誓約書に定める反社会的勢力と関係を有する者であってはならない。

第 2 条 会員は、会社更生、民事再生、破産などの申立があったとき、実質的に経営母体に変更があったとき、または、前条第1項各号、第2項第1号若しくは同項第3号の事項に変更があったときは、遅滞なく当法人事務局に通知しなければならない。

第 3 条 加盟を承認された団体は、承認の通知のあった日から30日以内に所定の加盟金、当該年度の年会費その他の負担金を当法人事務局に納入しなければならない。

2 その他の負担金については、

- (1) 関西グリーン研究所は会員の入退会等に関する規則に準じて行うこととする。
- (2) ゴルフ振興事業は運用規則に準じ来場のゴルファーからゴルフ振興協力金を委託徴収(預り金)を行う。

第2章 役 員

第 4 条 正会員は、理事会の定める定数に従い、ブロックごとに当該ブロックにおける正会員の中から、27以内の理事倶楽部及び3以内の監事倶楽部を選出する。

第 5 条 理事倶楽部及び監事倶楽部は、当該倶楽部における倶楽部代表者のうち1名を、理事又は監事の候補者として推挙する。

2 理事長は、前項のほか、理事会の同意を得て、正会員の倶楽部代表者又は学識経

験者から、理事の候補者を若干名推挙することができる。

3 役員選任の具体的な手順は、

(1) 理事の役割任務の徹底。

① 定款の目的、事業に示す任務の遂行にご協力を願う。

② 理事会、総会に出席願ひ審議を司る。

③ 該地区加盟倶楽部の親和を図ると共に理事会決議事項の周知徹底を願う。

④ 各種委員会への参画と活動を願う。

⑤ 理事クラブとして、KGUの事業運営に付いて、クラブ会員の理解と協力を得る。

(2) 8地区各々に地区理事監事を推挙するための幹事クラブ2名を理事長が任命する。

(理事選出の地区割りは、2府4県体制より、東近畿5地区・兵庫3地区計8地区制とする。

各々の地区に理事監事倶楽部の定数を定める。)

(3) 地区幹事クラブは当該地区加盟倶楽部の賛同を得て地区代表理事、監事倶楽部候補を理事長へ届け出る。

(4) 理事長が推挙した学識経験者の理事及び8地区正社員倶楽部より推挙された候補者を含め、理事会の承認を経て、社員総会の決議により選任する。

上記4項を経て行う。

第3章 理事会

第 6 条 事務局長は理事会に出席して、議事を記録しなければならない。

2 正会員の役員または職員は、理事会の承認を得て、理事会を傍聴することができる。

3 理事会は、必要と認める人に特定の事項の調査を委嘱し、または必要な職員を任用することができる。

第 7 条 当法人の正会員たるゴルフ倶楽部(以下「加盟倶楽部」という)の会員は、ゴルフ規則、ローカル・ルールまたは当法人の定款もしくは細則その他における疑義について、書面で理事会の意見を聞くことができる。

第4章 委員及び委員会

第 8 条 当法人には次の委員会を置く。

(1) 競技委員会

(2) グリーン委員会

(3) 総務委員会

(4) ジュニア育成委員会

(5) ゴルフ振興委員会

(6) その他理事会において必要と認めた委員会

2 理事会は、委員会設置の後遅滞なく、各委員会の委員長及び委員を当法人に加盟する団体又は関連団体の会員もしくは職員の中から選任する。但し、委員長は、当法人における理事の中から選任しなければならない。

第 9 条 競技委員会は次の事項を担当する。

(1) 競技に関する事項。

(2) ハンディキャップに関する事項。

(3) コースレートに関する事項。

(4) その他理事会において競技委員会に担任させることを相当と認めた事項。

- 2 グリーン委員会は次の事項を担当する。
 - (1) コースの維持管理に関する事項。
 - (2) グリーン研究所との連絡に関する事項。
 - (3) その他理事会においてグリーン委員会に担任させることを相当と認めた事項。
- 3 総務委員会は次の事項を担当する。
 - (1) 当法人の総務、財務、新規加盟、ゴルフ場の税、府県ゴルフ競技団体との連携に関する事項。
 - (2) その他理事会において総務委員会に担任させることを相当と認めた事項。
- 4 ジュニア育成委員会
 - (1) ジュニアゴルファー育成に関する事項。
 - (2) その他理事会においてジュニア育成委員会に担任させることを相当と認めた事項。
- 5 ゴルフ振興委員会は次の事項を担当する。
 - (1) ゴルフ振興事業に関する事項。
 - (2) その他理事会においてゴルフ振興委員会に担任させることを相当と認めた事項。

第5章 負担金

第10条 正会員における当法人への加盟金は金100万円とする。但し、内金50万円は日本ゴルフ協会の分担金とする。

- 第11条 当法人の年会費は、理事会が各年毎に決定する。
- 2 7月1日以後に、理事会が、加盟を承認した団体の年会費は半額とする。
 - 3 第1項の年会費について、開場ホール数の変更に伴う年会費を、次の3条件に基づき下表の年会費を適用する。
(開場ホール数の変更に対応する条件)
 - ① 当該クラブから書面にて会費変更申請を提出頂く。
 - ② 地区担当理事の確認と承認を得る。
 - ③ 恒久的な閉鎖状態を確認のうえ変更申請を承認する。

(年会費、金額単位:円)

ホール数	KGU	JGA	グリーン研究所	合計
18ホール	300,000	260,000	100,000	660,000
27ホール	400,000	340,000	100,000	840,000
36ホール	500,000	400,000	100,000	1,000,000
54ホール以上	700,000	400,000	100,000	1,200,000

- 4 災害による年会費の対応
 - ① 政府または地方自治体により激甚災害と指定され、休業状態が2ヶ月以上に及んだ被災クラブは、当該クラブから書面にて申請を提出頂き、KGU年会費を免除(または返還)する。
 - ② 天災による復旧工事の為、10ヶ月以上の休場状態となった被災クラブは、当該クラブから書面にて申請を提出頂き、KGU年会費の50%を免除(又は返還)する。

第12条 年会費は、第3条による場合を除いて、毎年5月末日までに納入しなければならない。

第6章 競 技

第1節 競技方法及び参加資格

第13条 理事会は、当法人定款第4条第1号に定める競技の期日、場所、方法、参加資格及び競技委員長を指定する。

2 理事会は、前項の指定をいつでも変更し、もしくは取消し、または特別の事由のあるときは、本章に定める規定もしくは競技を行うコースのローカル・ルールを一時変更することができる。但し、緊急の場合は、競技委員長はその競技の委員と合議の上、期日または競技方法を一時変更し、理事会に報告するものとする。

第14条 競技は、日本ゴルフ協会が制定したゴルフ規則及び付属規則と勧告、並びに競技を行う倶楽部のローカル・ルールによって行う。

第15条 関西オープン選手権競技は72ホールのレストランプレーとし、第1日、第2日各18ホールの競技を行い60位タイまでの競技者を選出、第3日、第4日各18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は次の各号いずれかに該当する者とする。

(1) アマチュアにあつては加盟倶楽部の会員および管内在住者で、予め理事会で定めたJGA/USGAハンディキャップインデックスを超えない者とする。

(2) プロフェッショナルにあつては、(一社)日本ゴルフツアー選手権規程による者。

(3) 当法人特別承認の者。

第16条 関西アマチュア選手権競技は、72ホールのレストランプレーとし、第1日、第2日各18ホールの競技を行い70位タイまでの競技者を選出、第3日、第4日各18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の会員であつて、予め理事会において定めたJGA/USGAハンディキャップインデックスを超えない者とする。

第17条 関西ミッドアマチュア選手権競技は54ホールのレストランプレーとし、第1日、第2日各18ホールの競技を行い70位タイまでの競技者を選出、第3日18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の会員であつて、予め理事会において定めた満年齢に当該年で達する者で、なお理事会で定めたJGA/USGAハンディキャップインデックスを超えない者とする。

第18条 関西シニア選手権競技は36ホールのレストランプレーとし、第1日18ホールの競技を行い70位タイまでの競技者を選出、第2日18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の会員であつて、予め理事会において定めた満年齢に当該年で達する者で、なお理事会で定めたJGA/USGAハンディキャップインデックスを超えない者とする。

第19条 関西ミッドシニア選手権競技は36ホールのレストランプレーとし、第1日18ホールの競技を行い70位タイまでの競技者を選出、第2日18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の会員であつて、予め理事会において定めた満年齢に当該年で達する者で、なお理事会で定めたJGA/USGAハンディキャップインデックス

を超えない者とする。

第20条 関西グランドシニア選手権競技は36ホールのレストランプレーとし、第1日18ホールの競技を行い70位タイまでの競技者を選出、第2日18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の会員であって、予め理事会において定めた満年齢に当該年で達する者で、なお理事会で定めたJGA/USGAハンディキャップインデックスを超えない者とする。

第21条 関西女子選手権競技は54ホールのレストランプレーとし、第1日18ホールの競技を行い100位タイまでの競技者を、さらに第2日18ホールの競技を行い70位タイまでの競技者を選出、第3日18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の女子会員であって、予め理事会において定めたJGA/USGAハンディキャップインデックスを超えない者とする。

第22条 関西女子ミッドアマチュア選手権競技は36ホールのレストランプレーとし、第1日18ホールの競技を行い70位タイまでの競技者を選出、第2日18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の女子会員であって、予め理事会において定めた満年齢に当該年で達する者で、なお理事会で定めたJGA/USGAハンディキャップインデックスを超えない者とする。

第23条 関西女子シニア選手権競技は36ホールのレストランプレーとし、第1日18ホールの競技を行い70位タイまでの競技者を選出、第2日18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の女子会員であって、予め理事会において定めた満年齢に当該年で達する者で、なお理事会で定めたJGA/USGAハンディキャップインデックスを超えない者とする。

第24条 関西クラブチャンピオントーナメントは36ホールのレストランプレーとし、第1日18ホールの競技を行い40位タイまでの競技者を選出、第2日18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の会員であって、当該年の倶楽部選手権優勝者とする。

第25条 関西シニアチャンピオントーナメントは18ホールのレストランプレーとする。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の会員であって、当該年の倶楽部シニア選手権優勝者とし、予め理事会において定めた満年齢に当該年で達するものとする。

第26条 関西グランドシニアチャンピオントーナメントは18ホールのレストランプレーとする。

2 本競技の参加者は加盟倶楽部の会員であって、当該年の倶楽部グランドシニア選手権優勝者とし、予め理事会において定めた満年齢に当該年で達するものとする。

第27条 関西学生選手権競技は54ホールのレストランプレーとし、第1日、第2日各18ホールの競技を行い60位タイまでの競技者を選出、第3日18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は関西学生ゴルフ連盟会長が推薦し、当法人理事長が承認した者及び推薦した者とする。

第28条 関西女子学生選手権競技は54ホールのレストランプレーとし、第1日、第2日各18ホールの競技を行い24位タイまでの競技者を選出、第3日18ホールのレストランプレーを行う。

2 本競技の参加者は関西学生ゴルフ連盟会長が推薦し、当法人理事長が承認した者及び推薦した者とする。

- 第29条 関西インタークラブ競技については、競技開始2ヶ月前に参加申込締切をなし、その参加数に応じて競技方法その他について競技委員会が提案し、理事会の承認を得てこれを定める。
- 2 本競技の参加者は競技に参加する加盟倶楽部に2ヵ年以上所属する正会員に限る。(但し、加盟2年に満たざる加盟倶楽部については1年以上当該倶楽部に所属する正会員) 本競技には学生・生徒は卒業した当該年度は参加することはできない。また、23才未満の者は参加できない。なお、大学院学生は社会人とみなす。
- 第30条 女子クラブ対抗競技については、競技開始2ヶ月前に参加申込締切をなし、その参加数に応じて競技方法その他について競技委員会が提案し、理事会の承認を得てこれを定める。
- 2 本競技の参加者は競技に参加する加盟倶楽部に2ヵ年以上所属する会員に限る。(但し、加盟2年に満たざる加盟倶楽部については1年以上当該倶楽部に所属する会員) 本競技には学生・生徒は卒業した当該年度は参加することはできない。また、23才未満の者は参加できない。なお、大学院学生は社会人とみなす。
- 第31条 KGU杯アンダーハンディ競技は18ホールのスロークプレーとする。
- 2 本競技の参加者は加盟倶楽部の会員であって、JGA/USGAハンディキャップインデックス保有者とする。(数値は問わない)
- 第32条 関西ジュニア選手権競技は36ホールのスロークプレーとし、第1日18ホールの競技を行い規定の上位者を選出、第2日18ホールのスロークプレーを行う。
- 2 本競技の参加者は日本ゴルフ協会のジュニア会員であって、当法人理事長並びに関西高等学校ゴルフ連盟理事長の承認した者とする。
- 第33条 関西小学生選手権競技は18ホールのスロークプレーとする。
- 2 本競技の参加者は日本ゴルフ協会のジュニア会員であって、小学校に在籍している者とする。
- 第34条 関西スーパーシニアカップは18ホールのスロークプレーとする。
- 2 本競技の参加者は80才以上で、加盟倶楽部の会員であって、JGA/USGAハンディキャップインデックス保有者とする。
- 第35条 関西女子グランドシニア選手権競技は18ホールのスロークプレーとする。
- 2 本競技の参加者は加盟倶楽部の会員であって、予め理事会において定めた満年齢に当該年で達する者で、なお理事会で定めたJGA/USGAハンディキャップインデックスを超えない者とする。
- 第36条 第15条から第23条までの規定にかかわらず特別の事情ある場合には、競技委員長が推薦し理事長が承認した者は競技に参加することができる。
- 第37条 予選競技において同打数の競技者が2人以上最下位にあるときは、競技委員の定める方法によって入選者を決定する。
- 第38条 スローク競技において最少打数の者が2人以上あったときは、優勝が決するまで、1ホールごとの競技を続行することを原則とする。
- 第39条 第15条より第31条まで及び第34条に定めた競技の参加者は、その競技の競技規定に定められた締切日までに所属する倶楽部または団体を通じて参加を当法人事務局に申し込まなければならない。但し、第35条に定められた者はこの限りではない。

第40条 前条の参加申込者は、申込みと同時に、理事会の定める競技参加料を期日までに納入しなければならない。

2 前項の競技参加料は、本人が参加を取消した場合には返金しない。

第41条 理事会は、不相当と認められるものが競技に参加することを拒み、または参加の申込みを受理した後であっても、参加者が不相当であることを知ったときは、いつでも参加を取消することができる。

第42条 アマチュアであって、その競技の参加者は競技委員長の指定する日に競技を行う倶楽部において、その倶楽部の会員に準ずる待遇を受けて練習することができる。

2 プロフェッショナルであって、その競技の参加者は、その競技を行う倶楽部において、料金の免除を受けて練習することができる。

第2節 賞 罰

第43条 当法人定款第4条第1号に定める当法人主催競技の優勝者その他の者に、次に掲げる栄誉、賞品、または賞金を授与する。

但し、第2位以下で2人以上の場合は全員に同位の賞とする。

(1) オープン選手権

- ① 1等は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びプロフェッショナルであるときは、理事会の定める賞金。
- ② 2等以下の入賞者がプロフェッショナルであったときは、理事会の定める賞金。
- ③ アマチュアで前2項のいずれかに該当する者、及び72ホールのプレーを完了したアマチュアのうちで、最良の成績を得た者及び2位、3位には賞品。

(2) アマチュア選手権

- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
- ② 第2位以下第5位の賞。

(3) ミッドアマチュア選手権

- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
- ② 第2位以下第5位の賞。

(4) シニア選手権

- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
- ② 第2位以下第5位の賞。

(5) ミッドシニア選手権

- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
- ② 第2位以下第5位の賞。

(6) グランドシニア選手権

- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
- ② 第2位以下第5位の賞。

(7) 女子選手権

- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
- ② 第2位以下第5位の賞。

(8) 女子ミッドアマチュア選手権

- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
- ② 第2位以下第5位の賞。

- (9) 女子シニア選手権
- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
 - ② 第2位以下第5位の賞。
- (10) クラブチャンピオントーナメント
- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
 - ② 第2位以下第3位の賞。
- (11) シニアチャンピオントーナメント
- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
 - ② 第2位以下第3位の賞。
- (12) グランドシニアチャンピオントーナメント
- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
 - ② 第2位及び第3位の賞。
- (13) 学生選手権
- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
 - ② 第2位及び第3位の賞。
- (14) 女子学生選手権
- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
 - ② 第2位及び第3位の賞。
- (15) インタークラブ競技
- ① 優勝倶楽部は、優勝楯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。そのチームの全選手に第1位の賞、第2位、第3位のチームの全選手にはそれぞれ2位、3位の賞。
 - ② 最もスコアの良かった者にはベストスコア賞。
- (16) 女子クラブ対抗競技
- ① 優勝倶楽部は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。そのチームの全選手に第1位の賞、第2位、第3位のチームの全選手にはそれぞれ2位、3位の賞。
 - ② 最もスコアの良かった者にはベストスコア賞。
- (17) アンダーハンディ競技
- ・ 男女各第1位から第3位の賞。
- (18) スーパーシニアカップ
- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
 - ② 第1位から第5位の賞。
- (19) 女子グランドシニア選手権
- ① 優勝者は、賞杯を次年度のこの競技まで保有する栄誉及びレプリカ。
 - ② 第1位から第5位の賞。
- 2 前諸項に定める、次年度まで保有する賞杯または優勝楯は、保有者が所属する倶楽部で保管しなければならない。

第44条 当法人主催競技参加者が、以下の何れかに該当したときは、理事会または競技委員会は、注意もしくは警告を与え、または出場停止などの処分を課することができる。当該競技者の所属倶楽部に対しては、倶楽部としての懲罰を求め、かつ理事会または競技委員会が必要ありと認めた場合は、当該倶楽部または所属選手が当法人主催競技に参加することを一時停止とすることができる。

- (1) 定款記載の当法人の目的を害したとき
- (2) 開催クラブ、その会員、従業員の名誉を害したとき
- (3) 大会役員、競技委員およびそのスタッフの名誉を害したとき

第7章 見舞金

第45条 災害等による見舞金の対応

- (1) 天災地変、感染症流行その他大きな異変により損害を被った被災クラブには見舞金を支給することができる。
- (2) 支給の対象及び見舞金額は、理事会にて決議する。

平成24年	4月 6日	施行
平成25年	2月20日	第11条3項変更
平成25年	5月21日	第11条4項②変更
平成26年	1月23日	第4条・第19条・第20条、変更
平成27年	6月 1日	第1条2項改正・5項追加
平成28年	6月 7日	第34条追加
平成29年	8月29日	第35条追加
2020年	8月18日	第3条第2項追加・第7章第45条追加